



発行 東京都

目次

○都市計画事業の認可.....

.....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....

.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....

○都市計画の案(二件).....(都市整備局都市

づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課).....

告示

●東京都告示第千六百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 足立区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業足立第二・二種類型及び名称 ・百五十二号伊興五丁目公園

三 事業施行期間 平成二十八年九月二十八日から平成

四 事業地

三十年三月三十一日まで

取用の部分

足立区伊興五丁目地内

使用の部分

なし

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本多発性硬化症協会

三 代表者の氏名

井形 昭弘

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区寿四丁目一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、Multiple Sclerosis

International Federation

（多発性硬化症世界連合）と緊密に連絡提携し、多発性硬化症（以下MSと略す）に關する研究、調査並びに公衆教育を促進し、併せて上記患者の福祉をはかることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人多摩川センター

三 代表者の氏名

山道 省三

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前一丁目二十番十四号 神宮村三〇

一

五 定款に記載された目的

この法人は、多摩川及びその流域において次世代への命の継承の根源をなす健全な水循環と河川環境の保全・回復に資するため、自然環境、歴史・文化環境に關する調査研究、情報の受発信、及び、志を同じくする人たちが、河川管理やまちづくりに係る市民と国、自治体、企業、学識経験者等の交流と連携の促進等の事業を総合的な観点から推進し、河川と水環境を中心に節度と良識のある社会形成に寄与する事を目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人家づくりの会

三 代表者の氏名

根来 宏典

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区三番町二十番地二 三番町パークライ

フ一〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、家づくりやまちづくりに関する諸団体及び個人に対して、よりよい家づくりやまちづくりに関する支援活動や啓蒙活動を行ない、住生活の質の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国水環境交流会

三 代表者の氏名

山道 省三

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前一丁目二十番十四号 神宮村三〇

一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し日本の川や水辺で活動している市民と交流、連携事業を行い、日本の「いい川」を保全、回復し、もって次代に継承することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本がん登録協議会

三 代表者の氏名

田中 英夫

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地五丁目一番一号 国立がん研究センター内

ター内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関与する人材の育成等を行い、国・地方公共団体等の実施するがん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。  
平成二十八年九月二十八日

一 都市計画の種類

東京都知事 小 池 百合子  
都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画道路

幹線街路補助  
線街路第三百  
三十三号線  
追加する部分  
大田区羽田空港二丁目地内

幹線街路環状  
第八号線  
追加する部分  
大田区羽田空港二丁目地内  
削除する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び大田区役所  
公告の日から二週間

三 縦覧期間

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。  
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。  
平成二十八年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類  
東京都都市計画公園  
都市計画を定める土地の区域

第九・六・五 追加する部分  
号砦公園  
世田谷区大蔵三丁目地内

削除する部分

二 縦覧場所

世田谷区大蔵三丁目地内

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側）及び世田谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。